

介護人材に係るキャリア段位制度の運営体制について（案）

1 「できる（実践的スキル）」に係る内部評価関係

【評価期間】

目安となる評価期間（標準評価期間）を示すこととし、OJTツールとして活用していただく観点から、3か月とする。

レベル認定に必要なチェック項目の評価が3か月で終了しない場合等も考えられることから、3か月を超えた評価期間でのレベル認定申請も認める。
評価期間の下限について、適正な評価を担保する観点から、設定することとし、具体的な期間について検討する。

2 「できる（実践的スキル）」に係る評価者関係

【制度開始時のアセッサー】

被災地域における先行実施を推進する観点から、まずは被災地域の各県において評価者講習を実施し、その後、他地域においてブロック単位等で実施することとする（レベル認定を希望する施設・事業所があれば、優先的に実施）。
アセッサー講習の受講要件については、実証事業と同じとする。

<参考> 実証事業におけるアセッサーの能力要件

介護部門のリーダーとして以下の経験を有する者を想定することとする。

介護福祉士として3年以上実務に従事した経験があり、かつ、介護福祉士実習指導者講習会を修了した者（介護福祉士養成実習施設実習指導者の要件を満たす者）

介護福祉士等の資格を得た後10年以上実務に従事した経験等を有する者（実技試験に係る介護福祉士試験委員の要件を満たす者）

介護福祉士等の資格を得た後5年以上実務に従事した経験等を有し、介護技術講習指導者養成講習を修了した者（介護技術講習指導者の指導者の要件を満たす者）

サービス提供責任者、主任その他上記 ~ と同等以上の経験を有する者

制度開始から3年間程度は、実証事業と同等の要件を満たし、アセッサー講習を受講すれば、レベル4の認定を受けていなくても、アセッサーとして認める。

3 「できる(実践的スキル)」に係る外部評価関係

【外部評価の実施頻度等】

施設・事業所において、内部評価が適正に行われていることについて、原則年1回の外部評価を受けることとする。

レベル認定申請頻度について制限を設けないことから、コストを勘案し、認定の度に、外部評価を実施することはしない。

レベル認定申請者のいる事業所・施設について、原則1年に1回は外部評価を受けることとすれば、レベル認定時期と外部評価の実施時期に多少の前後があっても、真正性の確保が推定される。

制度開始当初は、申請件数が多い施設・事業所について優先的に対象とする。

【外部評価機関の要件等】

外部評価機関の要件としては、以下のとおりとする。

法人であること

アセッサー同等の人材であって、外部評価機関講習を受講している審査員がいること

役員等の構成が外部評価の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと

外部評価する事業所・施設の介護サービスを自ら提供していないこと

被災地域における先行実施を推進する観点から、まずは、被災地域の各県1機関以上との契約を行うこととし、順次、他地域の都道府県でも1機関以上との契約を行うこととする。

外部評価の実施に際しての機関選定については、事務局が行うこととする。

外部評価を実施する者の名称については、他の2分野との整合性から「審査員」とする。

4 「わかる（知識）」関係

「わかる（知識）」の評価としては、「既存の介護福祉士資格など国家資格との関係を明確にすること、資格との関係を複雑にしない観点から、原則として、介護福祉士養成課程、介護初任者研修等の講義を修了したことで、評価する」（介護人材WG論点整理）こととしている。

具体的には、以下の（案）のとおりとしてはどうか。

レベル	「わかる（知識）」の評価（案）
レベル1	ホームヘルパー2級研修（ ）修了以上（ホームヘルパー1級研修修了を含む） 平成25年度以降は介護初任者研修
レベル2	レベル1と同様
レベル3	介護福祉士養成課程修了 実務者研修修了 介護職員基礎研修修了
レベル4	介護福祉士であること（国家試験合格） 介護福祉士養成施設卒業者について、国家試験の義務付け前においては、介護福祉士養成課程修了によりレベル4とする。

5 申請関係

【申請】

認定対象は個人であることから個人による申請とする。ただし、施設・事業所経由でまとめて申請することも可能とする。

「できる（実践的スキル）」に係るアセッサーによる評価終了後に、レベル認定申請を行う。

実証事業用の評価基準を見直して本実施用の評価基準とすることから、実証事業の被評価者についても、改めてキャリア段位制度開始以降に評価を行う。

「わかる（知識）」については、研修等修了証、介護福祉士の合格証書または介護福祉士登録証を添付することとする。

キャリア段位制度開始前に修了したものでも必ずしもレベル認定基準に必要な評価をすべて終了していなくても、途中でユニット単位での認定を受ける（注）ことも可能とする（転職等の際の就職活動への活用を想定）。

(注) 評価基準を分割したもの、例えば「入浴介助」(基本介護技術の中項目の一つ)で認定を受ける。

6 レベル認定関係

【認定手続き】

レベル認定委員会を実施機関に設置することとする。

「委員」については国が承認(他の2分野についても同様とする方向)、事務局が基準適合性()を審査した結果について、レベル認定委員会で確認・承認し、認定する。

レベル委員会の開催頻度については、申請件数を勘案しつつ、当面、1～2カ月に1回としてはどうか。

基準適合性

「できる」の評価結果が認定基準を満たしていること
「できる」の評価結果にアセッサーの署名があること
「わかる」に係る研修を修了していること
外部評価が実施されていること(以下参照)

<外部評価とレベル認定との関係をどう考えるか。>

A案 レベル認定申請(一定期間)前の外部評価を要件化

B案 レベル認定申請後、レベル認定までの間の外部評価を要件化

C案 レベル認定後の外部評価でも可とする。

事後の外部評価で評価結果の真正性を覆すような事実が判明した場合は、認定取消し(施設・事業所で再度評価をして申請させ認定)

C案としてはどうか。

・ただし、制度開始当初は、B案の考え方も勘案し、申請件数が多い施設・事業所について優先的に対象とし、可能な範囲で、レベル認定申請からレベル認定までの間に外部評価を行うこととする。

【認定の更新制】

キャリア段位制度は資格制度ではなく、ある時点での職業能力を評価する制度であることから、認定の効果について、時間の経過で自動的に失効する扱いにはしない(他の2分野についても同様とする方向)。

いつの時点でのスキルなのかを明示し、キャリア・アップのインセンティブと

する観点から、レベル認定を受けた年を明示する。

(例) 介護人材・レベル3 (2012)

他の2分野についても同様とする方向

「できる(実践的スキル)」に係る評価基準が見直された場合に、新基準による評価・認定を受ければ、直近「年」のレベル認定を行うこととする。

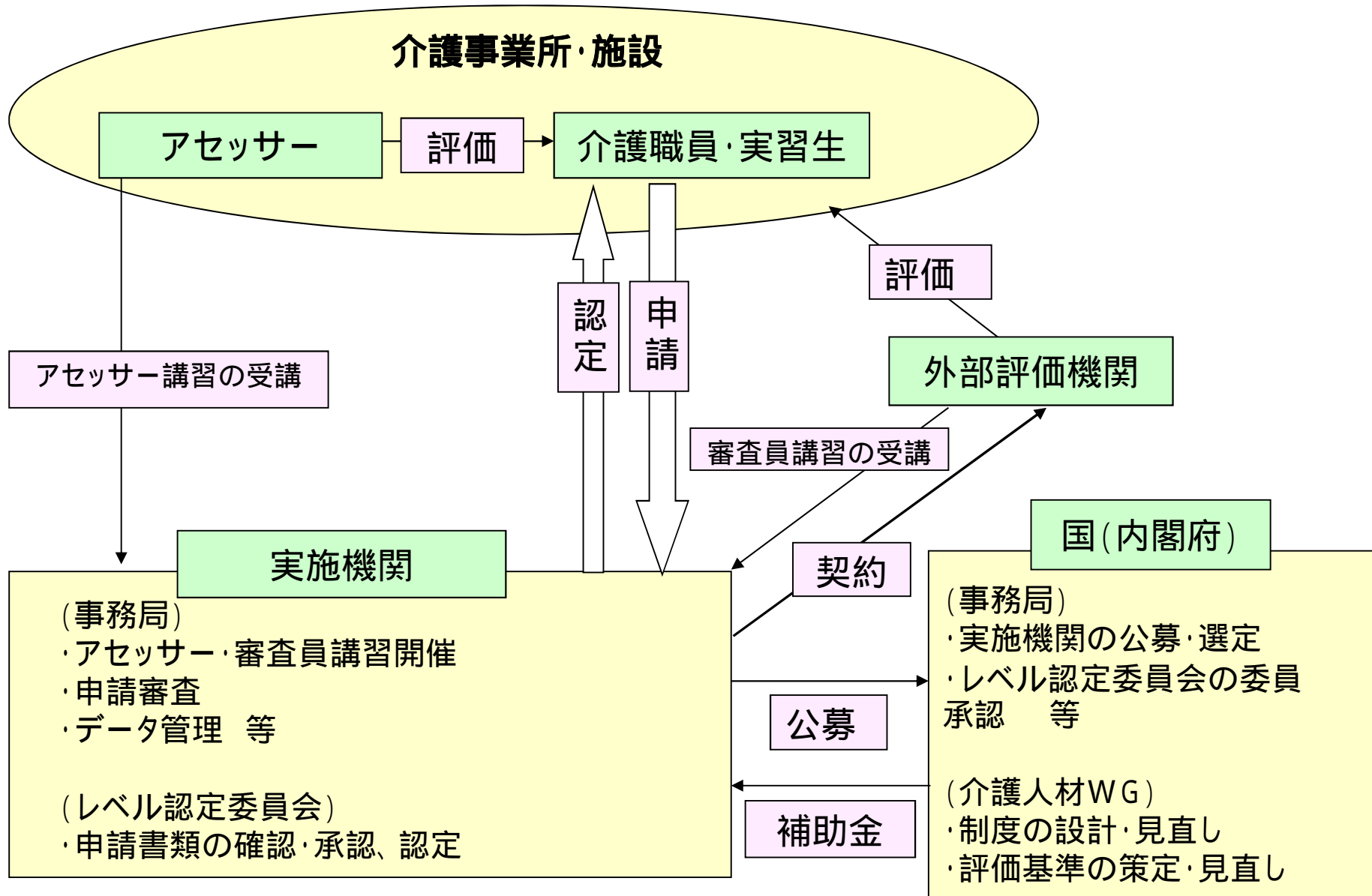
介護福祉士等も、講習受講等による更新は行っていないことを踏まえ(注)、「わかる(知識)について」更新は要しないこととする。

(注) 介護支援専門員については、平成18年4月以降、更新制が導入され(更新のための講習受講が必要)、5年の有効期間が設けられている。

【「できる」(実践的スキル)に係る評価基準の見直し】

介護保険制度の改正が行われる場合等に、評価基準の見直しの必要性について、WG等において議論し、適宜見直すこととする。

介護キャリア段位制度の運営体制(イメージ)



「わかる(知識)」に係る育成プログラムの更新制

他の2分野においては「わかる(知識)」に係る育成プログラムについて、複数年の有効期限を設定する方向で検討中

介護福祉士の養成施設等に係る厚生労働大臣指定

更新制ではないが、以下のような仕組みとなっている(法令上)

- ・毎年度、教育実施状況等を大臣に報告しなければならない。
 - ・大臣は、必要と認めるときに報告を求めることができる。
 - ・大臣は、指定基準に照らし、教育内容等が適当でないとき必要な指示をすることができる。
 - ・大臣は、指定基準に適合しなくなったとき等は指定取消ができる。
- 指定基準が変更された場合は、大臣に届け出なければならない。

介護職員基礎研修及びホームヘルパー1～3級研修を実施する事業者に係る都道府県知事指定

更新制ではないが、以下のような仕組みとなっている(法令上)

- ・指定要件に、都道府県知事の事業内容変更等の指示に従うことが含まれている。
- ・都道府県知事は、事業者が指定要件を満たすことができなくなったとき指定取消ができる。

都道府県知事指定の有効期間について、厚生労働省としては通知等で示していないが、毎年指定し直すところもあれば、一度指定したらそのままというところもある。

介護職員初任者研修についても同様の指定方法等となる見込み。

介護サービス情報の公表制度【平成18年4月施行】

【介護サービス情報の公表の制度とは】

- ・ 基本的に全ての介護サービス事業所が、利用者の選択に資する情報を自ら公表し、標準化された項目についての情報を第三者が客観的に調査・確認し、定期的に公表される仕組み
- ・ 利用者が介護サービス事業所を比較検討・選択することを支援
- ・ 事業者の努力が適切に評価され選択されることを支援

(介護サービス情報)

要介護者等が適切かつ円滑に介護サービスを選ぶための情報

基本情報

基本的な事実情報

(例) 連絡先、主な利用交通手段、事業所の職員の体制、サービス提供時間、機能訓練室等の設備、利用料金、苦情対応窓口等の状況 等

調査情報

客観的調査が必要な情報

(例) 介護サービスに関するマニュアルの有無、身体拘束を廃止する取組の有無、個人情報保護に関する取組の有無 等

介護サービス情報調査の実施主体

都道府県又は都道府県知事が指定した機関が実施

指定期間

法令上の規定はなく、都道府県によってそれぞれ期間を設定(期間の定めがない場合もあり)

指定調査機関の指定基準

- ・ 法人
- ・ 職員、設備、調査事務の実施方法等に関する計画
- ・ 調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがない役員等の構成
- ・ 調査しようとする介護サービスを自ら提供していない
- ・ 区分経理 等

調査員の要件

指定調査機関が派遣する調査員については、以下の基本要件を満たす必要。

- ・ 都道府県知事又はその指定する者が行う研修を修了(講義8.5時間、演習3時間)
- ・ 都道府県の調査員名簿に登録
- ・ 秘密保持義務、同義務違反の罰則(公務員みなし)がある

介護サービス情報の公表制度の見直しについて

見直しの背景

- ・介護事業者の事務負担・手数料負担軽減の要請
- ・公表制度の趣旨に沿った、利用者視点に基づく適切な情報提供の要請

見直しの主な内容

調査

- (現) 介護サービス事業者が報告した調査情報について、指定調査機関の調査員が年1回事業所に訪問し調査を実施
- (新) 都道府県知事が必要と認める場合に実施
(「必要と認める場合」については都道府県において指針、国においてガイドラインを作成)

手数料

- (現) 都道府県知事が条例により定めた手数料を介護サービス事業者より徴収
- (新) 見直し後においても、都道府県の判断により、地方自治法に基づき手数料を徴収して調査・公表事務を実施することは可能。なお、調査事務、公表事務を効率化したため運営費は軽減。

公表される情報

- (現) 基本情報、調査情報
- (新) 基本情報、運営情報(旧調査情報)
また、都道府県知事に対して、介護サービスの質や介護従事者に関する情報の公表の配慮義務を創設

等

施行スケジュール

- ・平成24年4月1日より新制度施行。